

服装・頭髪についてのきまり

- (1) 服装はすべてにおいて、本校の定める標準服を着用する。名札を付ける。
- (2) 標準服は、冬用ブレザー、ズボン（またはスカート）、長袖のポロシャツ、半袖ポロシャツ、夏用ズボン（または夏用スカート）とする。
 - ・ズボンの際はベルトを着用する。ベルトの色は黒・紺・こげ茶とし、必要以上に穴が空いた物や、極端に幅の広い（または狭い）ものなどは認めない。
 - ・スカートは、膝が隠れる長さにし、折ったり、裾を切ったりしない。サスペンダー（色は白・紺・黒）の使用は認める。
 - ・肌着は無地で華美でないものとする。厳寒時には、Vネックセーター（色は黒・紺・濃い灰）をブレザーの下に着用してもよい。カーディガンは不可とする。
- (3) 靴下は白・黒・紺の無地とする。
 - ・ストッキングは黒・紺・ベージュのみとする。
- (4) 通学用カバンは規定のものを使用する。
- (5) 冬季においては登下校時に防寒着（カバンに入るもの）・手袋・マフラー・ネックウォーマーを使用してもよい。
※耳あて・ニット帽等は使用しない。
- (6) 頭髪については、意図的な剃り込み、部分的な刈り上げ、前後左右が不釣り合いな髪形など、奇抜で特異な髪形は認めない。
 - ・毛染め、脱色、パーマ、整髪料などは禁止する。
 - ・肩にかかる長い髪の毛は、清潔に束ねる。ゴムの色は黒・紺・茶とする。
 - ・前髪は目にかからないようにする。
 - ・ヘアピンの色は黒・紺・茶として、飾り付きのヘアピンや、髪飾り（リボン・ヘアバンド・派手なピン）は禁止とする。
 - ・眉毛は不自然に剃らず、整える程度にする。
- (7) 靴は運動に適した靴（ハイカット・厚底は認めない）とする。
- (8) 化粧・マニキュア・香水類・指輪・ネックレス・ピアスなど学習に不必要なものは持参しない。
※リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止め、制汗ボディシートに関しては、色のついたものやにおいのするものは認めない。（無着色・無香料は可）

